

東大阪市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市営住宅条例の一部を改正する条例

東大阪市営住宅条例（平成9年東大阪市条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条の2」の次に「・第41条の3」を加える。

第5条第2号ア（キ）中「小学校就学の始期に達するまでの」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

第41条の2に見出しとして「（定期入居承認）」を付し、同条第1項中「期間」の次に「（その者にその監護する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）である同居者がある場合にあっては、当該子どもの18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間）」を加え、同条第2項中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2章第7節中第41条の2の次に次の1条を加える。

（定期入居承認の特例）

第41条の3 市長は、入居者について、当該入居者に係る定期入居承認の期間の満了の日の翌日において、その監護する子どもである同居者がある場合には、当該同居者の18歳に達する日以後の最初の3月31日まで定期入居承認の期間を延長することができる。

2 定期入居承認の期間を延長しようとする場合における入居者に対する説明は、規則で

定めるところにより行うものとする。

- 3 前項の説明を受けた入居者は、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。

別表菱屋西住宅の項、中小阪住宅の項及び上小阪西住宅の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

東大阪市営住宅条例新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第 1 章・第 1 章の 2 (略)</p> <p>第 2 章</p> <p>第 1 節～第 6 節 (略)</p> <p>第 7 節 定期入居承認 (第 4 1 条の 2 ・ <u>第 4 1 条の 3</u>)</p> <p>第 3 章～第 4 章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第 5 条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号 (高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第 2 号から第 7 号まで、被災市街地復興特別措置法 (平成 7 年法律第 1 4 号) 第 2 1 条に規定する被災者等にあつては第 3 号、第 6 号及び第 7 号) の条件を具備する者でなければならない。</p> | <p>目次</p> <p>第 1 章・第 1 章の 2 (略)</p> <p>第 2 章</p> <p>第 1 節～第 6 節 (略)</p> <p>第 7 節 定期入居承認 (第 4 1 条の 2)</p> <p>第 3 章～第 4 章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第 5 条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号 (高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第 2 号から第 7 号まで、被災市街地復興特別措置法 (平成 7 年法律第 1 4 号) 第 2 1 条に規定する被災者等にあつては第 3 号、第 6 号及び第 7 号) の条件を具備する者でなければならない。</p> |

(1) (略)

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に应じ、  
それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(ア)～(カ) (略)

(キ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月  
31日までの間にある者がある場合

イ・ウ (略)

(3)～(7) (略)

#### 第7節 定期入居承認

##### (定期入居承認)

第41条の2 市長は、申込みをした日において規則で定める  
年齢であることその他市長が別に定める条件を具備する者  
を、公営住宅でその存する区域及び周辺区域の状況その他の  
実情に照らして住宅政策上特に必要があるものに入居させ  
る場合には、10年を超えない範囲内において、あらかじめ  
規則で定める期間(その者にその監護する子ども(18歳に

(1) (略)

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に应じ、  
それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(ア)～(カ) (略)

(キ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者が  
ある場合

イ・ウ (略)

(3)～(7) (略)

#### 第7節 定期入居承認

第41条の2 市長は、申込みをした日において規則で定める  
年齢であることその他市長が別に定める条件を具備する者  
を、公営住宅でその存する区域及び周辺区域の状況その他の  
実情に照らして住宅政策上特に必要があるものに入居させ  
る場合には、10年を超えない範囲内において、あらかじめ  
規則で定める期間に限って公営住宅の入居を承認すること

達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

以下この条及び次条において同じ。）である同居者があ  
る場合にあつては、当該子どもの18歳に達する日以後の最初の  
3月31日までの期間）に限って市営住宅の入居を承認する  
ことができる。

2 前項の規定による承認（以下この条及び次条において「定期入居承認」という。）に係る公営住宅の選定基準、入居者の資格の制限その他必要な事項は、市長が別に定める。

3～10 （略）

（定期入居承認の特例）

第41条の3 市長は、入居者について、当該入居者に係る定期入居承認の期間の満了の日の翌日において、その監護する子どもである同居者があ  
る場合には、当該同居者の18歳に  
達する日以後の最初の3月31日まで定期入居承認の期間  
を延長することができる。

2 定期入居承認の期間を延長しようとする場合における入居者に対する説明は、規則で定めるところにより行うものと

ができる。

2 前項の規定による承認（以下この条において「定期入居承認」という。）に係る公営住宅の選定基準、入居者の資格の制限その他必要な事項は、市長が別に定める。

3～10 （略）

する。

3 前項の説明を受けた入居者は、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。

別表（第3条関係）

| 名称             | 位置 |
|----------------|----|
| 稲田鷺島住宅～柏田住宅（略） |    |
|                |    |
| 宝持西住宅（略）       |    |
|                |    |
| 上小阪東住宅～島町住宅（略） |    |

別表（第3条関係）

| 名称             | 位置                |
|----------------|-------------------|
| 稲田鷺島住宅～柏田住宅（略） |                   |
| <u>菱屋西住宅</u>   | <u>東大阪市菱屋西二丁目</u> |
| <u>中小阪住宅</u>   | <u>東大阪市中小阪一丁目</u> |
| 宝持西住宅（略）       |                   |
| <u>上小阪西住宅</u>  | <u>東大阪市菱屋西一丁目</u> |
| 上小阪東住宅～島町住宅（略） |                   |